

〔令 4 . 1 0 . 2 8
実 9 - 1〕

説 明 資 料

〔個別のサポートが必要な納税者への対応〕

令和 4 年 10 月 28 日 (金)

国 税 庁

目次

1	確定申告期における対応	3
2	確定申告会場における対応	10
3	税務署庁舎における対応	12
4	国税庁におけるウェブアクセシビリティへの対応	15

確定申告期における対応

- 国税庁においては、納税者が税務署等に行かずにいつでも申告ができるよう、自宅等からの電子申告を推進しており、特に、スマートフォンを利用した自宅等からの申告は年々増加しているところ。
- 例えば、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り、所定の項目に金額等を自動入力する機能を追加。
- また、これまではパソコンで申告書を電子的に提出する際、マイナンバーカードを読み取るためにICカードリーダーライタを用意する必要があったが、これをスマートフォンで代替できる機能が追加されるなど、利便性の向上を図っている。

【自宅等からのe-Tax利用を推進に向けた広報・機能改善】

さあ **自宅** で e-Tax!

確定申告書等作成コーナー から

自動計算
画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪

自動入力
マイナンバー連携でデータをまとめて入力♪

自宅から
確定申告はご自宅でも！スマホでも申告できます♪

「自宅からのe-Tax」5つのメリット!

- 税務署への持参 **不要**
- 印刷・郵送代 **不要**
- 添付書類 **不要** ※一部の書類は除きます
- 確定申告期間の利用可能時間 **24時間いつでも** ※メンテナンス時間を除きます
- 還付金 **早期還付** ※3週間程度で還付!
- 書面提出の場合は1か月~1か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら♪

スマホで申告! カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力!

源泉徴収票の記載内容を自動入力!

パソコンで申告! スマホがICカードリーダーライタの代わりに!

用意するものは次の2つ ICカードリーダーライタ不要!

マイナンバーカード + マイナンバーカード読取対応のスマートフォン

マイナンバーカード読取対応のスマートフォンにマイナンバーアプリをインストールするだけ!

令和4年分(令和5年1月以降)からさらに便利に!

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に!*

①e-Tax登録情報の確認 (読取1回目)
②電子署名の付与 (読取2回目)
③e-Taxへのログイン (読取3回目)

①e-Taxへのログインのみ!

※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に!

パソコンの画面もリニューアル!

スマホ画面 | パソコン画面

*このチラシには関係中の画像が含まれておりますので、実際の画像と異なる場合がございます。

確定申告期における対応

- ▶ 令和2年分の確定申告より、申告に必要な控除証明書等のデータをマイナポータル経由で一括取得し、申告書に自動入力する機能(マイナポータル連携)を実現。マイナポータル連携の対象データを順次拡大するなど、更なる利便性向上に取り組んでいる。

【自宅等からのe-Tax利用を推進に向けた広報・機能改善】

作成コーナー X  マイナポータル

マイナポータル連携で 確定申告書に自動入力！

証明書等のデータを一括取得し、自動入力できます。
一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！


令和5年1月以降の
マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

- 医療費... **NEW** 1年間分の情報が取得可能に！ 
- ふるさと納税
- 国民年金保険料 **NEW**
- 生命保険
- 地震保険
- 株式の特定口座
- 住宅ローン控除関係
- 公的年金等の源泉徴収票 **NEW**


今後も順次拡大予定！

- 給与所得の源泉徴収票
- iDeCo
- 小規模企業共済等掛金
- など

マイナンバーカードの取得

マイナポータル連携のご利用には、**マイナンバーカードが必要です。** 


マイナンバーカードの
交付申請はこちら



マイナンバーカードはメリットがいっぱい!!

- 1 コンビニで各種証明書が取得可能
- 2 本人確認書類として使用可能
- 3 健康保険証と一体化
- 4 新型コロナウイルス接種証明書が取得可能
- 5 運転免許証と一体化予定(令和6年度末)



マイポイント **第2弾**





マイポイント事業の詳細はこちら

事前設定の専用ページ(マイナポータル)にアクセス

事前設定は、取得したい証明書等の種類を選択していただき、**画面の案内に沿って進めるだけで事前設定が完了する専用ページ**を開設していますので、ぜひご利用ください。

スマートフォン画面  パソコン画面 

マイナポータル連携 事前準備 



マイナポータル連携の事前設定ページはこちら

確定申告期における対応

- 電子申告の際に申告手続や税の取扱いに関して質問のある方が、税務署に行かずにその問題を自己解決できるようにするため、確定申告専用の電話相談センターを設けるほか、ホームページ上に「チャットボット」を提供し、納税者をサポートしている。

【チャットボットによる相談の流れ】

① 相談内容を選択

国税庁
税務相談チャットボット
現在、ご利用いただける項目はこちらです。
開始ボタンを押して次へお進みください。

公開中

令和4年分 年末調整 開始

令和3年分 所得税の確定申告 開始

インボイス制度 開始

相談の内容を選択

② 相談画面

国税庁
税務相談チャットボット
こんにちは！ 税務職員ふたばです！
所得税の確定申告でよくあるご質問にお答えします。
まどんなご用ですか？
いらっしゃいませ～
現在、国税庁をかたるショートメッセージ及びメールから国税庁ホームページになりました際のホームページへ誘導する事例が見つかっています。
不審なショートメッセージやメールに記載されたURLにはアクセスしないようご注意ください。
詳しくは参考情報をご覧ください。

参考情報:
 不審なショートメッセージやメールにご確認ください

メニューをとじる

- ① メニューから選択
- 確定申告に必要な書類を調べる
- 確定申告が必要か判定する
- 医療費控除/住宅ローン控除/ふるさと納税など
- よくある状況別に調べる
- ② 文字で入力
- その他メニュー

医療費控除を受けるにはどうすればいい？

相談のしかたは2通り

① メニューから選択

② 文字で入力

③ 相談結果

国税庁
税務相談チャットボット
医療費控除を受けるにはどうすればいい？

「医療費控除の申告手続と必要書類」ですね。

医療費控除を受けるためには、医療費の領収書を基に「医療費控除の明細書」を作成し、この明細書を添付した確定申告書を税務署に提出する必要があります。

「医療費控除の明細書」の様式は、国税庁HPや税務署の窓口から入手することができます。
国税庁HPからダウンロードされる方は、参考情報をご確認ください。

なお、病院などでもらう「診療明細書」は、この医療費控除の明細書とは別の書類になりますので、確定申告の手続では使用できません。

また、医療費の領収書は、税務署に提出する必要はありませんが、確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

医療費控除の申告には、「確定申告書等作成コーナー」の利用が便利です。

参考情報:
 「医療費控除の明細書」の様式
 医療費を支払ったとき (医療費控除)
 確定申告書等作成コーナー ▼ 続き

24時間、いつでも
チャットボットによる
相談を受け付けてい
ます。



税務職員ふたば

確定申告期における対応

- 国税庁ホームページに掲載しているインターネット番組(税に関する動画)「Web-TAX-TV」やYoutubeの「国税庁動画チャンネル」では、確定申告期に限らず、国税に関する各種情報のほかパソコン・スマートフォンを利用した申告手続の方法についても動画で紹介している。

【パソコン・スマートフォンを利用した申告手続の動画での紹介】

The screenshot shows the NTA website's 'Web-TAX-TV' page. The header includes the NTA logo and navigation links. The main content area is titled 'Web-TAX-TV' and lists various video programs. The first row of videos includes:

- パソコン申告 (パソコンとスマホでe-Tax送信) 【令和4年1月配信】 (10:47)
- スマホ申告 (スマホのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を読み取って自動入力) 【令和4年1月配信】 (07:37)
- パソコン申告 (年金収入がある方の確定申告をe-Tax送信) 【令和4年1月配信】 (15:02)

Below these are video quality selection buttons (High/Low) and a second row of videos:

- パソコン申告 (住宅ローン控除の適用を受ける方の確定申告をe-Tax送信) 【令和4年1月配信】 (17:07)
- 「特定口座」での株式譲渡・配当をスマホで申告 【令和4年1月配信】 (10:53)
- 年金収入がある方の確定申告 【令和3年1月配信】 (14:59)

The screenshot shows the YouTube channel page for '国税庁動画チャンネル' (NTA Video Channel). The channel has 10.5万 subscribers. The video list includes:

- 自宅からe-Taxを始めよう (令和4年1月版) (7:17) - 46万回視聴・9か月前
- スマホ申告 (マイナンバーカード方式でのe-Tax送信方法) (7:57) - 45万回視聴・9か月前
- スマホ申告 (ID・パスワード方式でのe-Tax送信方法) (6:23) - 16万回視聴・9か月前
- スマホ申告 (スマホのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を読み取って自動入力) (7:38) - 16万回視聴・9か月前
- スマホ申告 (給与所得の入力方法) (4:45) - 3.5万回視聴・9か月前

確定申告期における対応

- 国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」による情報提供を実施している。

【国税庁ホームページ「タックスアンサー(よくある税の質問)」】

- 自分に合った条件から探す
～4つの質問に答えることで、必要な情報を検索可能～

Q1 あなたが知りたい情報を教えてください

- 個人向け 個人事業主向け 企業向け

Q2 何に関する情報を知りたいですか

- 申告・納税・年末調整 給与・退職・年金など 医療・介護・保険・障害
- 土地・建物 金融資産 相続・贈与

Q3 どのような状況について知りたいですか

- 妊娠、出産をした
- 医療費を支払った
- 介護をしている

Q4 税目等について選んでください

- 所得税

Answer 以下の情報が見つかりました。

- [1100: 所得控除のあらまし](#)
会社員 年金受給者 自営業者 不動産貸付業者
- [1120: 医療費を支払ったとき\(医療費控除\)](#)
会社員 年金受給者 自営業者 不動産貸付業者
- [1122: 医療費控除の対象となる医療費](#)
会社員 年金受給者 自営業者 不動産貸付業者
- [1126: 医療費控除の対象となる入院費用の具体例](#)
会社員 年金受給者 自営業者 不動産貸付業者

- ライフイベント等に応じた条件から探す

分野から探す | 次の分野について調べる場合には、こちらから情報を探すことができます。

- 確定申告 病気・入院 (医療費控除等) 土地・建物 (住宅ローン控除等)
- 寄附 (ふるさと納税等) 貯蓄・投資 退職・年金

- よく見られている項目をトップページに表示

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる / タックスアンサー (よくある税の質問)

タックスアンサー (よくある税の質問)

タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。

ピックアップ情報 (お知らせ)

お知らせ タックスアンサー (よくある税の質問) のページ改修を行いました (お知らせ)

ピックアップ 令和3年分 確定申告特集はこちらをご覧ください (ピックアップ)

よく見られているページ

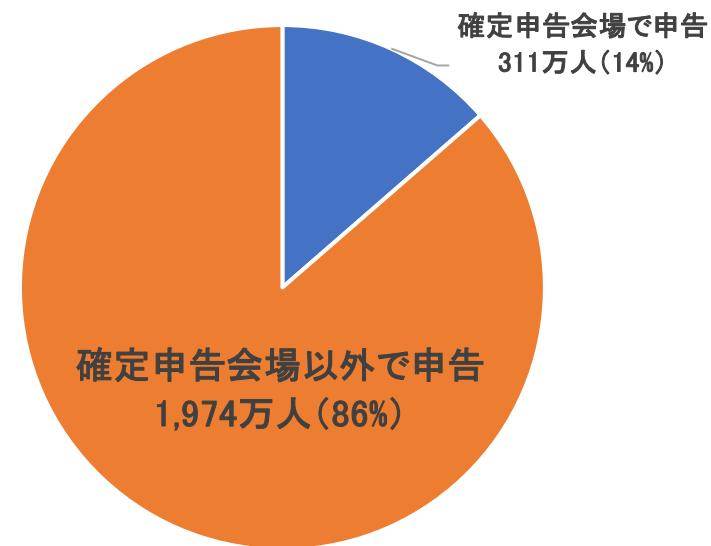
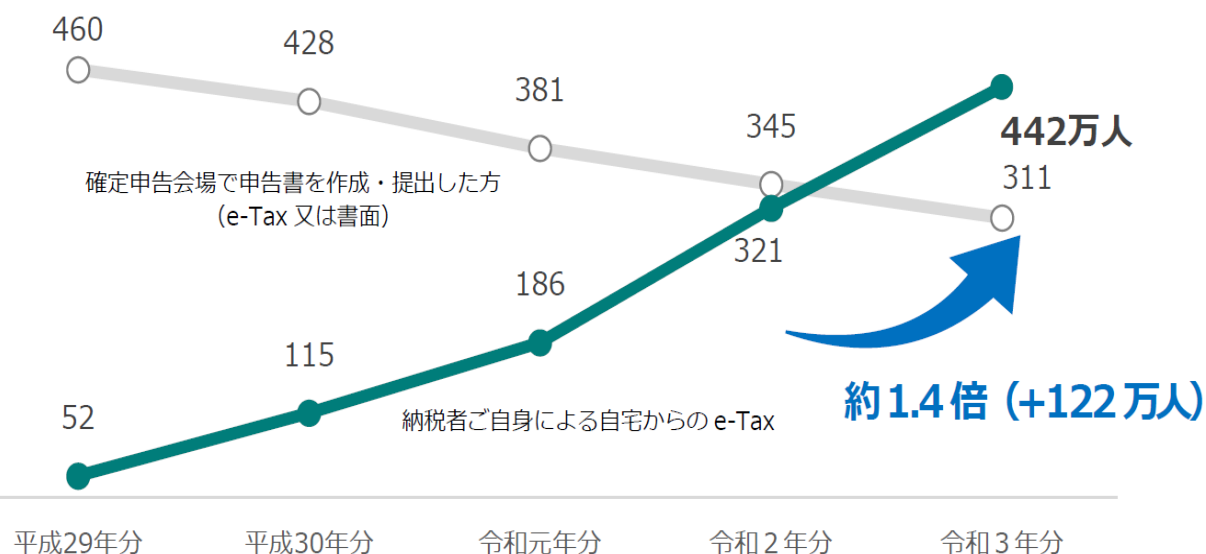
- 1 医療費を支払ったとき (医療費控除)
- 2 認定住宅の新築等をした場合 (住宅借入金等特別控除)
- 3 所得税の税率
- 4 給与所得控除
- 5 医療費控除の対象となる医療費
- 6 公的年金等の課税関係

確定申告期における対応

- このように、確定申告については、自宅からパソコンやスマートフォンを利用し、e-Taxで手続きしていただくことを基本としているところ。
- 確定申告会場への来場や税理士への依頼をせず、自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方は、令和2年分の約1.4倍となる442万人で、約122万人増加。
- 自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方の数は、税務署の確定申告会場で所得税等の申告書を作成・提出した方の数を、初めて上回った。

確定申告は自宅からのe-Taxがスタンダードに

《自宅から納税者ご自身により e-Tax で申告書を提出した方の数の推移》



既に**86%**の方が、
確定申告会場に来場せずに確定申告。

確定申告期における対応

- その上でも、なお、税務署が運営する確定申告会場での相談を希望される納税者に対しては、個々の事情に応じ、丁寧にサポートを行っている。

【国税庁ホームページにおける案内】

令和3年分確定申告期の確定申告会場のお知らせ

既に80%以上の方が、確定申告会場に来場せずに確定申告しています。

最大の感染対策は密を避けることです。ご自身やご家族の健康を守るためにも、確定申告会場へのご来場をお考えの方は、今一度、「自宅からのe-Tax」をご検討ください。

[→確定申告書の作成はこちらから](#)

令和3年分の所得税等の確定申告の相談及び申告書の受付は、令和4年2月16日(水)から3月15日(火)までです。

なお、3月16日(水)以降については、主に、新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難であった方向けに、申告等の相談を行っています。

確定申告会場への入場には整理券が必要です(申告書等の提出のみの場合は不要です。)

[→入場整理券の詳細についてはこちら](#)

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

STEP 1 国税庁を「友だち追加」

STEP 2 「相談を申し込む」を選択

STEP 3 税務署・希望日時を選択

STEP 4 申込完了→会場で提示

※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzeij」と検索しても友だちに追加できます。

STEP 1 LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

STEP 2 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP 3 税務署や来場希望日時を選択(申込は来場希望日の10日前から可能)

STEP 4 内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

※ 入場整理券については、作成済みの申告書を提出する場合など、相談を必要としない方は取得していただく必要はありません。

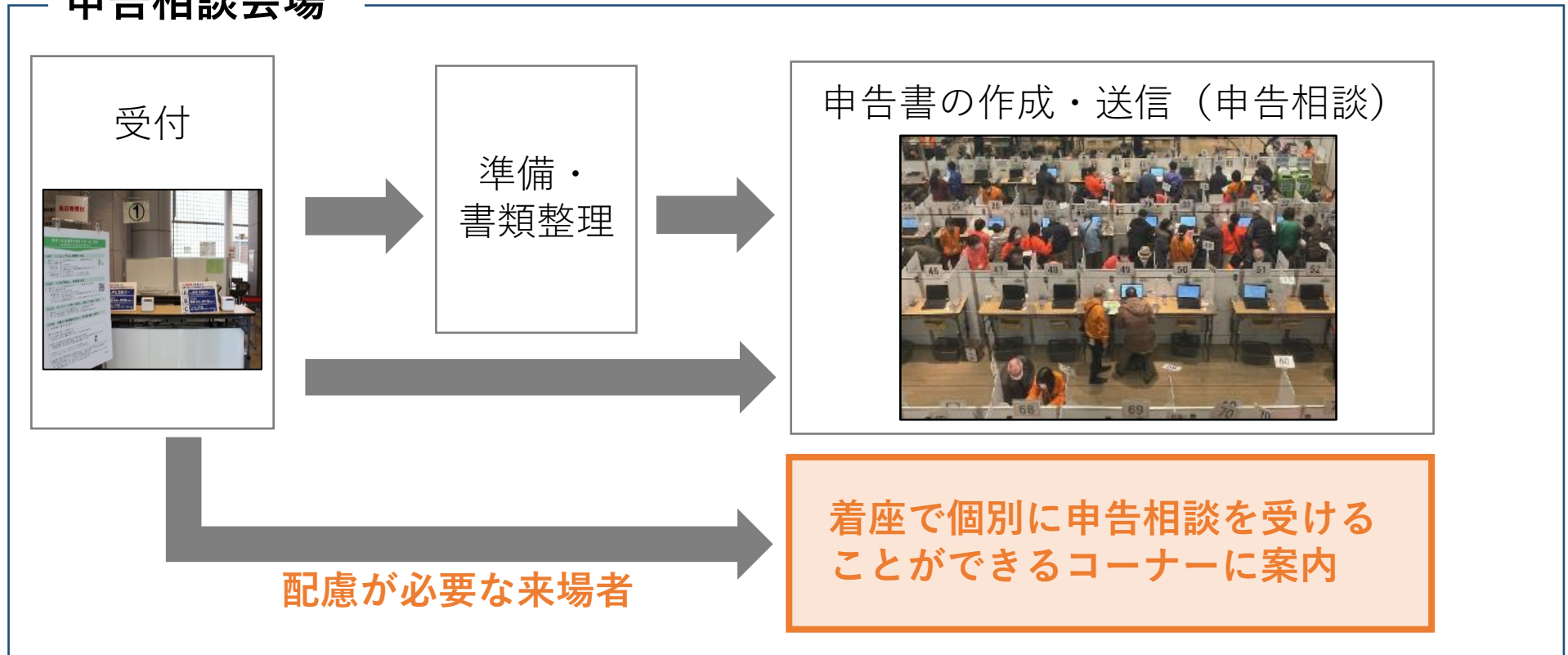
※ LINE公式アカウントからの事前発行は、1月11日以降、順次サービスを開始する予定です。

入場時にはこの画面をご提示ください

確定申告会場における対応

- ▶ 税務署が運営する確定申告会場(例年2月～3月に開設)では、多くの方がご自身で所有するスマートフォンや会場備付のパソコンを操作して申告書を作成・送信。
- ▶ 申告書作成に当たり所得税等の取扱いに関する質問がある場合や、スマートフォン・パソコンの操作に不明点がある場合は、都度、職員が対応。
- ▶ 相談会場での申告書の作成等が特に身体に負担になるなど、配慮が必要な来場者については、着座で相談が可能な個別相談コーナーへ案内し、職員が丁寧に対応。

申告相談会場



確定申告会場における対応

- 着座で相談が可能な個別相談コーナーでは、特に配慮が必要な高齢者や四肢に障害のある方など、身体が不自由な来場者が安心して申告に関する相談ができるよう、プライバシーに配慮しつつ職員が個別に対応。
- 例えば、視覚に障害がある方については、職員が金額を読み上げて意思疎通を図ることや、聴覚に障害がある方については筆談により対応するなど、状況に応じて丁寧に対応。
- また、会場により、具合が悪くなった方などのための休憩スペースや、ベビーケアスペース（授乳室）を確保。



- ・ 着座で相談可能な個別コーナーに案内
- ・ 来場者の個別事情に応じて丁寧に対応

税務署庁舎における対応

- 税務署においては、高齢者や障がいのある方の利用を考慮して、従前より、エレベーターやスロープ、車いす対応トイレの設置など、バリアフリー施設の整備を進めている。
 - － 車いすの方やお年寄りの上層階への移動のため、エレベーターを設置。
 - － エレベーターは、7割の庁舎に設置しており、設置されていない税務署については、1階に職員呼び出し用の電話を置いて案内するなど個別に対応。



エレベーター

税務署庁舎における対応

- － スロープや誘導ブロックなどは、全ての税務署に整備。
- － 段差には、車いすの方やお年寄りのために傾斜の緩やかなスロープ、手すりを設置、また、視覚障がい者のために誘導ブロックを設置。



スロープ



誘導ブロック

税務署庁舎における対応

- 車いす対応トイレや車いす使用者駐車施設などについても、9割以上の税務署に整備。
- 車いす対応トイレの入り口は、広く引き戸にするほか、手すり設置、手洗い場を低く配置するなど、高齢者や障がいのある方に配慮。



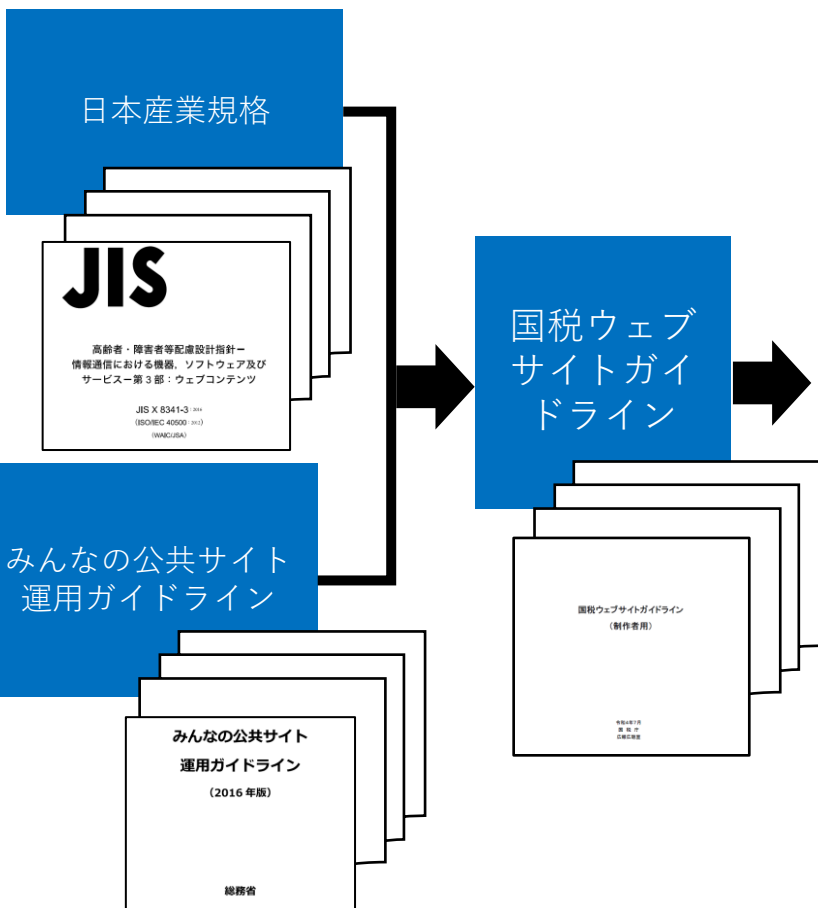
車いす対応トイレ



車いす使用者駐車施設

国税庁におけるウェブアクセシビリティへの対応

- 国税庁では、高齢者や障がいのある方も含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、日本産業規格及び総務省のガイドラインに基づき、ウェブアクセシビリティの確保に取り組んでいる。
- 具体的には、国税庁ホームページにおいて、音声読み上げ機能や文字拡大機能を設けるなど、使用する方に配慮したコンテンツの提供に努めている。



国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

▶ 本文へ ▶ English ▶ 文字拡大・読み上げ ▶ 利用者別に調べる ▶ サイトマップ

ホーム 税の情報・手続・用紙▶ 刊行物等▶ 法令等▶ お知らせ▶ 国税庁等について▶

ホーム / 文字拡大・音声読み上げツール

文字拡大・音声読み上げツール

国税庁では、国税庁ホームページのウェブアクセシビリティ向上を目的として、ウェブアクセシビリティ支援ツール「リードスピーカーSpeech Panel (スピーチパネル)」を導入しております。

[支援ツールを起動](#) (対象範囲：国税庁ホームページ)

※ これまでのウェブアクセシビリティ支援ツール「Easy Web Browsing」につきましては、平成28年3月31日(木)をもちまして提供を終了させていただいております。

リードスピーカーSpeech Panel (スピーチパネル) とは

「リードスピーカーSpeech Panel (スピーチパネル)」は、高齢者の方や視力の弱いなどが国税庁ホームページを閲覧する際に、作で以下の機能をご利用できるツールです。ソフトウェアのダウンロードやインストール作業を必要とせず、ワンクリックでご利用できます。

- 1 音声読み上げ機能
- 2 文字サイズの変更機能
- 3 文字色・画面装飾機能

音声読み上げ機能や文字拡大機能を設けるなど、ウェブアクセシビリティの確保に取り組んでいます。

